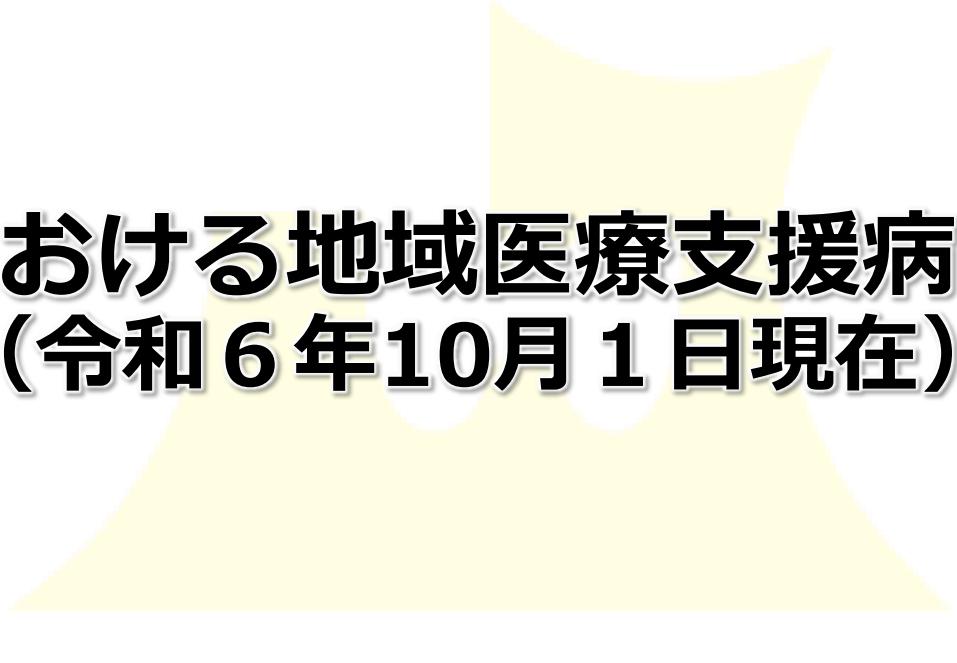




青森県における地域医療支援病院の概要 (令和6年10月1日現在)

1 地域医療支援病院の概要



- (1) 地域医療支援病院制度は、医療施設機能の体系化の一環として、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じてかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、かかる病院としてふさわしい構造設備等を有するものについて、都道府県知事が地域医療支援病院の名称を承認するもの。
- (2) あらかじめ地域医療構想調整会議において協議した上で、医療審議会の意見を聴いて承認する（医療法第4条）。

【診療報酬上のメリット】 地域医療支援病院入院加算（1人につき入院初日に1回、1,000点加算できる）等

2 承認要件



	要 件	詳 細
1	開設者	国、都道府県、市町村、社会医療法人、公的医療機関、医療法人、民法法人、学校法人等とすること。
2	病床数	200床以上の病院であること。
3	紹介患者に対する医療の提供	次の①～③のいずれかを満たすこと。 ① 紹介率80%以上 ② 紹介率65%以上 かつ 逆紹介率40%以上 ③ 紹介率50%以上 かつ 逆紹介率70%以上
4	共同利用の実施	① 施設・設備（医療機器や病床など）が地域の医師又は歯科医師の利用のために開放されていること。 ② 利用医師等登録制度を設けること。など
5	救急医療の提供	① 入院治療を要する重症救急患者に必要な検査・治療ができる体制・施設が確保されていること。 ② 次のいずれかを満たすこと。 (1) 救急搬送患者数 ÷ 救急医療圏人口 × 1,000 ≥ 2 (2) 当該医療機関における年間の救急搬送患者の受入数 ≥ 1,000 など
6	地域の医療従事者に対する研修の実施	① 研修の実施のために必要な施設・設備を有すること。 ② 地域の医療従事者に対する研修を年間12回以上主催すること。など
7	その他	構造設備、諸記録の管理及び閲覧、委員会の設置、患者相談体制、など

3 令和5年度分業務報告の概要



	医療機関名 (承認年月日)	紹介率(上) 逆紹介率(下)	救急患者 受入数	救急搬送 患者数	共同利用 延べ件数	共同利用 病床利用率	共同利用登録 医療機関数	研修 開催	基準 適否
1	八戸市立市民病院 (平成14年11月29日)	87.1 % 140.1 %	18,444 人	7,506人 ※係数(27.3≧2)	83 件	-	83 ヶ所	10 回	○ (コロナ特例)
2	青森労災病院 (平成16年9月22日)	103.9 % 80.7 %	3,195 人	1,347人 ※係数(4.9≧2)	1,023 件	-	65 ヶ所	24 回	○
3	青森県立中央病院 (平成24年5月30日)	70.6 % 81.5 %	16,204 人	4,217 人 ※係数(14.9≧2)	267 件	-	179 ヶ所	15 回	○
4	青森市民病院 (平成24年10月29日)	82.4 % 84.3 %	8,934 人	3,326 人 ※係数(11.7≧2)	17 件	-	133 ヶ所	13 回	○
5	八戸赤十字病院 (平成27年12月17日)	82.2 % 137.1 %	8,105 人	4,063 人 ※係数(14.8≧2)	15 件	-	186 ヶ所	19 回	○
6	十和田市立中央病院 (令和元年10月28日)	87.8 % 39.7 %	7,274 人	2,639 人 ※係数(14.2≧2)	226 件	-	72 ヶ所	15 回	○
7	弘前総合医療センター (令和4年4月1日)	90.0 % 81.2 %	8,883 人	4,106 人 ※係数(16.3≧2)	450 件	-	132 ヶ所	12 回	○

4 責務の追加



令和3年医療法改正により、地域医療支援病院の管理者の責務として、「**地域における医療の確保を図るために当該病院が行うことが特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項**」を追加できるようになった。(地域医療構想調整会議において協議した上で、医療審議会の意見を聴く。)

【地域の実情に応じて追加する責務の例】

- ・ 必要な医療に重点化した医療を提供すること
- ・ 感染症医療を提供すること
- ・ 平時からの準備も含め、災害時に医療を提供すること 等

本県においては、「**地域における医療の確保を図るために当該病院が行うことが特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項**」について、別途に設定した地域医療支援病院はない。(令和6年10月1日現在)